



発行

島根県人権啓発推進センター

「りっくる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。



平成29年度 島根県人権啓発ポスタークンクール 小学校の部 最優秀賞 池田 明里 さん (江津市立郷田小学校3年)

特集

① 同和問題の解決に向けて

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか？
- 迷信と差別

【審査員評】

小学生らしいあたたかさを感じる作品。やさしい色使い、寄り添う子の表情がほほえましく、差し伸べている手にも思いやりの気持ちが感じられる。

人権というテーマは見えにくい中で、子どもの気持ちの素直な表現が「友だちっていいね」という一言で全てを言い切っている。

女の子が泣いている子に話しかけながら頭を撫でている様子から、豊かな感性が感じられてすばらしい。

平成29年度人権啓発ポスタークンクールには、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から合計1,092点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

② インターネットと人権

- 寄稿 情報モラル教育アドバイザー 今度珠美さん

同和問題の解決に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存じですか？

部落差別の解消を明記した初めての法律が施行されてから、1年余が経過しました。

同和問題の解決に向けたこれまでの経緯

① 同和問題とは

同和問題とは、特定の地域（同和地区や被差別部落などと呼ばれています。）の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなど、さまざまな差別を受けるという重大で深刻な日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられてきました。

② 同対審答申と特別対策

高度経済成長期になっても、同和地区の生活環境は劣悪な状況におかれていますが、昭和40年に出された「同和対策審議会答申」（同対審答申）は、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとしました（同和対策審議会は内閣総理大臣の諮問機関）。

同対審答申を受けて、昭和44年から平成14年3月までの33年間、特別措置法に基づき、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進など、差別解消のための特別対策が推進されました。

また、島根県においても、同和問題の解決を県政の重要な課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、

生活環境の改善などの対策を積極的に推進しました。こうした取組によって、生活環境などの物的な基盤は大きく改善されました。

③ 同和問題の現状

しかし、結婚・就職等における差別、差別的な落書き、差別につながる身元調査などに見られるように、差別意識はいまだに根深く残っています。たとえば平成28年9月に実施された島根県人権問題県民意識調査においても、自分の子どもが同和地区の人と結婚することに反対したり、結婚を認めないとした人は回答者のうち32.6%、住宅購入時に同和地区の物件を避けるとした人は、回答者のうち37.4%を占めているという結果が出ています。

それとともに、近年、インターネット上で、心無い書き込みがされたり、同和地区の所在地などの情報が公開され拡散するなど、インターネットによる部落差別は極めて深刻な状況となっています。

④ 部落差別解消推進法の施行

こうした実態を踏まえ、部落差別の解消を明記した初めての法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28年12月16日に公布・施行されました。

部落差別解消推進法のあらまし

- ① 部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています（第1条）。
- ② 部落差別の解消に関する施策は、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより行わなければならないとの基本理念が定められています（第2条）。
- ③ 部落差別の解消に関し、国と県・市町村の責務を定め（第3条）、相談体制の充実（第4条）、教育および啓発（第5条）、部落差別の実態にかかる調査（第6条）について規定しています。

部落差別を解消する必要性に対する理解を深め、一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない明るい社会の実現をめざしましょう

迷信と差別

●迷信が差別を生む一因であると考えています

同対審答申は、昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支えている根拠の一つである旨を指摘しています。

県でも、迷信や非合理的な偏見は、差別を生む要因の一つであると考えています。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方などを無批判に受け入れることにつながり、差別や偏見を存続させ、その解消を難しくするおそれがあるからです。

●六曜について

たとえば、暦につける注釈である六曜は、先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口の6つで構成され、旧暦の各月の1日から末日までこの順番で繰り返し配置されます。六曜については、明治初期の政府が根拠がないとしたほか、いろいろな考え方があると思いますが、県では、六曜は「迷信であり、科学的な根拠がない」と考えています。

●島根県人権問題県民意識調査から

六曜に基づく風習・慣習に肯定的な人は依然として多いことがわかります。（問1参照）

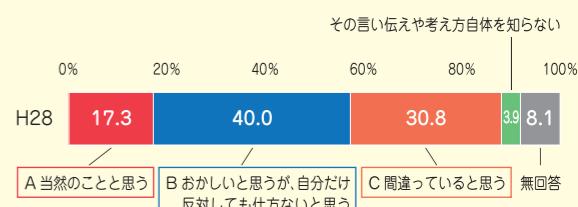
そして風習・慣習を受容する人ほど、差別的な考え方を受け入れやすい傾向がみられます。（問2参照）

●差別の解消に向けて

迷信や非合理的な偏見にとらわれたり、「世間」の考え方で安易に同調することなく、まず自分自身で事実を確かめ、考え、判断することが、部落差別をはじめとする差別の解消を図る上で重要です。

島根県人権問題県民意識調査からうかがえる
迷信（問1）と差別（問2）の相関関係

（問1）結婚式は大安の日でないとよくないという考え方をどう思いますか



（問2）子どもが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。

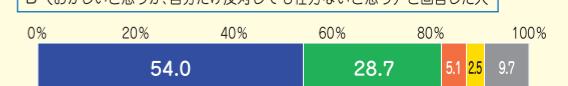
問1において

A (当然のことと思う)と回答した人



問1において

B (おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方ないと思う)と回答した人



問1において

C (間違っていると思う)と回答した人



子どもの意思を尊重

親としては反対するが、子どもの意思が強ければ認める

家族親戚の反対があれば認める

絶対に認めない

無回答



例えば「結婚式は大安の日でないとよくない」という考え方を「C 間違っていると思う」と回答した人は、子どもが同和地区の人と結婚しようとしたとき、子どもの意思を尊重する（差別をしない）割合が72.5%と高くなっています。



寄稿 インターネットと人権

情報モラル教育アドバイザー
法務省人権擁護委員
いまどたまみ
今度珠美



【検索】メディア・リテラシーと人権

皆さんは「家族」と聞くとどのような家族像をイメージしますか。父親、母親、子どもがいる風景でしょうか。現代では、家族の形は非常に多様になっています。しかし、多くの人が、家族と聞いて上述のようなイメージを持つのは、メディアが提示する家族像がそのように描かれることが多いからです。例えばテレビの家電製品などのCM、行政などが発行するリーフレットなどです。これらメディアでは家族が固定されたイメージで描かれることが多いですね。実際には多様な家族像があるにも関わらず、固まったイメージで描かれる。これを、「ステレオタイプ」と言います。ステレオタイプとは、客観的根拠には乏しいのに固定概念になっている、つまり紋切り型の先入観、差別、偏見などの概念を言います。

私たちは、このように、知らず知らずのうちにメディアから固定されたイメージを形成しているのです。家族だけではありません。「女性」「高齢者」「障がい者」「在日外国人」などはメディアでどのように伝えられることが多いでしょう。想像してみましょう。真実の全てを伝えているでしょうか。偏って描かれていることはないでしょうか。

「メディア」とは、私たちと情報をつなぐもの全てのことを言います。メディアとはテレビ、インターネットだけではありません。新聞、書物、そして身体もメディアと言えます。このメディアは、情報を正しく再現して伝えることはできません。なぜなら、そこには情報を伝える人の主觀、意図が必ず反映されるからです。だから、メディアから情報を受け取った時は、「そこで伝えられていないことは何か」「何が見えなくなっているのか」を意識する必要があります。その意識する力のことを、「メディア・リテラシー」といいます。

情報を正しく読み取り、メディアからの先入観や偏見の概念を固定してしまわないためには、このメディア・リテラシーの育成がとても大切になります。特に、テレビやインターネットといった、いわゆるマスメディアでは、多数派の側に立ち報じることが多く見られます。つまり、少数派はあまり配慮されず、固定されたイメージで伝えられがちになるのです。社会の多様性への配慮を育むために、メディアが提示する数の論理や固定概念に流されず、「そこで伝えられないことは何か」「何が見えなくなっているのか」を日頃から意識することを忘れないようにしましょう。

ただし、メディアを見極めるだけでは人権意識は育めません。

昨年、お笑いタレントが顔を黒塗りして黒人俳優のモノマネをする、という企画がバラエティ番組で放送されました。この行為が人種差別に当たるかどうか、ネット上では論争が起きました。このお笑いタレントの行為が差別であるのかどうか、その判断には、受け手側に人種問題、歴史認識などの十分な知識がなければ難しいでしょう。

メディア・リテラシーは、メディアに関する理解力だけでは不十分なのです。情報の受け止め方は、受け手の知識、経験、思想により決定されます。メディアを批判的に読み解くためには、知識、教養が必要で、そのためには十分な人権教育、歴史教育が必要です。知識を持つことで、情報の信ぴょう性、信頼性を見極めることができます。これが可能になるのです。

このように、メディア・リテラシーは、単にメディアについて学ぶだけではなく、人権教育、歴史教育を学び、多様なメディア（書物、新聞、インタビューなどの伝聞等）からバランスよく情報、知識を習得し、豊かな教養を持ち、倫理観を育むことが求められます。インターネット上には誤った部落差別の書き込みやヘイトスピーチが溢れています。このような書き込みを鵜呑み

にせず、真偽を見極めるためには、知識が必要なのです。特に若い世代は、テレビやインターネットからの情報を鵜呑みにしがちです。学校現場での十分な人権教育は、メディア・リテラシーの育成にもインターネットを介した人権侵害の抑制にも寄与できるのです。

【検索】インターネット人権侵害の犯罪性

インターネットには3つの大きな特性があります。「公開性」「拡散性」「記録性」です。投稿された内容は広く公開され、拡散も容易で、インターネット上に記録され残ります。この3つの特性は常に意識し、投稿内容の削除は容易ではないことを知っておきましょう。また、安易に書き込んだ内容が「侮辱罪」「名誉毀損罪」「威力業務妨害罪」などの罪に問われることもあります。誹謗中傷やデマをインターネット上に書き込むことは犯罪です。拡散することも罪に問われることがあります。

インターネットは相手の立場に立つことが難しい世界です。なぜなら、当事者が目の前にいないからです。しかし、姿が見えないからこそ、現実社会と同じように、「自分が相手の立場であったならどう思うか」と考えながら行動することがより必要になります。

万が一、インターネット上で人権を侵害された場合は、画面を写真に撮る、印刷するなど証拠を残し、速やかに県警のサイバー犯罪担当課や地方法務局等へ相談してください。

【検索】モラルを学ぶ情報モラル教育

ところで、学校で行う「情報モラル教育」とはどのようなものでしょうか。インターネット上の危険を回避し安全に利用するための教育でしょうか。

情報モラル教育のモラルとは「倫理」のことです。倫理とは、「人と人が関わるときのあり方、すじ道」のことをいいます。しかし、今の情報モラル教育は、倫理教育といえるのでしょうか。現在、行われている情報モラル教育は、「心持ちはどうであれ危険なことを成さなければ良い」という交通安全と同程度の安全教育にすぎません。だから、インターネットの危険を強調し、利用を規制し、規則で閉じ込めてしまいがちになります。

しかし、情報モラル教育は安全教育だけであってはならないと思います。メディアと人の

「善きあり方」を考え、メディアでつながる他者と「善き関係」を築くための「すじ道」を学ぶことが情報モラル教育であるべきなのです。「他者を傷つけない私でありたい」、「私はメディアをどのように善く使い、善く生きるのか」という倫理観からの動機を目指すモラル教育とするべきなのです。

現実社会で善き人であれば、インターネット上でも善き行為を選択することができます。例えば、誰も見ていない道で拾ったお札をポケットにしまわない人は、匿名の世界でも人の悪口を書き込んだりしないでしょう。現実社会で相手の気持ちを考えることができる人であれば、道徳、規範意識を持ってメディアを活用、行動することが可能になるでしょう。情報モラル教育は、単に啓発教育、安全教育ではなく、倫理教育、人権教育として日常のモラルを育むことを前提とするべきでしょう。

【検索】情報化社会での人権教育

情報化社会を生きる私たちは、民族、文化、思想などの多くの差異に目を向け、多様性に配慮できる力が求められます。メディアが提示する固定概念から偏見や差別を生み出さないためにも、寛容な社会とはどういうものか、その偏見はどこから来たものか、日頃から意識できるようにしましょう。

また、正しい人権意識、歴史認識、幅広い知識を持つことが、個の倫理観を育み、インターネット上の人権侵害も防ぐことができます。インターネット上の人権侵害は、インターネットや機器が起こしているのではありません。人の心が起こしているのです。だからこそ、人の心でしか防ぐことはできないことを忘れないようにしたいですね。



肝炎患者・肝炎ウイルス感染者と人権



ウイルス性肝炎とは？？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルス（B型・C型）に感染し、肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大の感染症とも言われています。

日常生活では、感染はしません！

肝炎患者や肝炎ウイルス感染者の方と、“一緒に食事をする”、“会話をする”、“握手をする”、“隣に座る”などの日常生活では、感染することはありません。

現在の主な感染経路は、性行為、入れ墨やピアスの穴あけ、注射器の共用及び肝炎ウイルス陽性の血液を傷のある手で触ったり、針刺し事故によるものです。

肝炎に対する正しい理解を

肝炎患者や肝炎ウイルス感染者の方は、差別や偏見に対する不安などの様々な思いを抱え、生活しています。私たちに必要なことは、正しい知識をもって、不当な差別や偏見を解消していくことです。

当事者からのメッセージ

ウイルス性肝炎というと、まず「お酒の飲みすぎでしょ」と言われます。医師から「何か悪い遊びをしたんじゃないの？」と疑いの目で見られた人もいます。うつったら困るからと解雇された人もいます。これらは、すべて根拠のないもので、患者は、発がんへの不安や治療の苦しみに加え、偏見や差別にもさらされています。

日本で、ウイルス性肝炎が蔓延した一番の原因是、過去に、病院や集団予防接種で、滅菌されていない注射器が複数の患者に使い回されたためです。お酒と直接の関係はなく、誰が感染していても不思議ではありません。

偏見や差別は、患者を苦しめるだけでなく、その人自身が、自分には関係ないと思い込み、早期発見・早期治療が遅れることにつながります。

肝炎治療はめざましく進歩し、飲み薬だけで、費用も安く治せる時代になりました。

もし、あなたが、まだ検査を受けていなかったら一日も早く受けてください。血液検査だけで、今後のあなたの人生が救われるかもしれません。

島根県肝臓友の会 S.Yさん

肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、検査を受けましょう。

県の委託医療機関や保健所で受けることができます。詳細は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】島根県薬事衛生課 感染症グループ：TEL 0852-22-6532

知ってください「ヘルプマーク」「ヘルプカード」

「ヘルプマーク」「ヘルプカード」とは？……………

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方がいます。

そのため、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするために身につける「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及に取り組んでいます。

「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を見かけた時は……………

- 公共交通機関では、席をお譲りください。
- 災害時には安全に避難するための支援をお願いします。
- 困っているとき声をかける等思いやりのある行動をお願いします。

※他にも、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークがあります。



ハート・プラスマーク
(内部障がい者・内部疾患者)



SOS カード
(パーキンソン病患者)



【問い合わせ先】島根県障がい福祉課：TEL 0852-22-6685 FAX 0852-22-6687

開催報告

しまね人権フェスティバル2017

同時開催 平成29年度人権・同和問題を考える県民のつどい

10月15日（日）安来市の安来市総合文化ホール アルテピアで「しまね人権フェスティバル2017」を開催しました。

ステージでは、地元出演者によるハンドベル演奏やどじょうすくい踊りの上演、中学生の作文発表等を行いました。また、同時開催の安来市人権フェスティバル「つなげて未来やブース」をはじめ、28ブースの出展（店）があり、ワークショップや啓発展示などを行いました。このほか、シンガーソングライター六子さんへの1日人権擁護委員委嘱式や人権啓発ポスターコンクール表彰式と作品展、六子さんのミニライブやよしと-tukuru-さんの紙芝居パフォーマンスなどもあり、家族連れなどにぎわいました。また、安来高校と情報科学高校の生徒のみなさんには、ボランティアとして協力していただきました。

同時開催の「人権・同和問題を考える県民のつどい」では、作家で小説「あん」の作者ドリアン助川さんに“私たちはなぜ生まれてきたのか？小説「あん」でハンセン病快復者の人生を描いた意味”と題して講演していただきました。聴講された方からは、「“生きる意味”＝“社会の役に立つではない”、存在自体が尊いという認識が大事と感じた。」「自分で物事を考え、行動を起こしたいと思った」などの感想が寄せされました。

当日は悪天候にもかかわらず約830名の方にご来場いただき、身近な人権問題について、気づき・学び・考える場となりました。



梨の木園 ハンドベル演奏



切川保育所のこどもたちの
どじょうすくい踊り



ドリアン助川さん 講演



1日人権擁護委員として活動する
六子さん、人権イメージキャラクター^{島根県観光キャラクター「しまねっこ」}
(島根連許諾第4906号)



ワークショップの様子
島根県観光キャラクター「しまねっこ」
(島根連許諾第4906号)

お知らせ 平成30年度は江津市で開催します

●開催日 / 平成30年10月21日（日）

●会 場 / 江津市総合市民センター
(ミルキーウェイホール)

平成 29 年度 人権教育・啓発功労者 知事感謝状の贈呈

島根県では、人権教育や人権啓発に関して特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して知事感謝状を贈呈しています。

平成29年度は、竹内 正さん（江津市）と法被の会（出雲市）に、しまね人権フェスティバル2017の会場において、犬丸環境生活部長から感謝状を贈りました。

贈呈式の後、受賞者の方にこれまで取り組んでこられた活動について紹介していただきました。

知事感謝状を贈られた方々の主な功績

名 称	活 动 年 数	主な功績内容
【個人】 竹内 正さん 江津市	11 年	「竹細工づくり」を通して、生業として生活を支えてきた歴史や先人の苦節と誇りを肌で感じることで、実践的な人権・同和教育の学び舎としての役割を果たしている。同時に辛い状況の中でも支え合い、たくましく生きる力を市内外の子どもたちをはじめ、たくさんの人たちに伝えている。
【団体】 はっび かい 法被の会 出雲市	11 年	同和問題の解決を軸に「性的少数者の人権」「アイヌの人々」などの様々な人権課題について、住民啓発に取り組んでいる。同和問題については、その歴史、ホルモンなどの食文化、と畜産業とのつながりや現在の問題など、様々な視点から捉えた講座を開催している。

人権ユニバーサル事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、互いの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現し、大会後も次世代に承継していくために、法務省委託事業として「人権ユニバーサル事業」を実施しました。

● 多様な性と人権を考えるつどい

講演会やパネルトークを行い、性的指向（性愛の対象）や性自認（心の性）を理由とする偏見や差別を無くし、理解を深めていくことの大切さを発信しました。参加者からは「知らないうちに人を傷つけていることがないよう、知識、理解を深めていくことが大切」「知識が足りないことが当事者の方の悩みにつながっている」「その人がその人らしく生きることが自然にできる社会を作っていくけるよう学びを重ねていきたい」といった感想が寄せられました。



講師 原ミナ汰さん

7月21日（金）島根県民会館【松江市】

演題「LGBTだけじゃない、多様な性の話」

～心の性と好きになる性～

講師 原ミナ汰さん（NPO法人セクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク代表理事）

パネリスト 原ミナ汰さん、大賀一樹さん（臨床心理士）、上田地優さん（のりこえねっと紫の風代表）

コーディネーター 石原美和さん（フリーナウンサー）

● おやこ多文化ひろば

ことばも、国も、文化も越えて多文化を楽しみながら、外国人の人権を考える啓発イベントを行いました。県内在住の外国人の皆さんによる外国語のあいさつや島根県国際交流員の皆さんによる各国の遊びの紹介、よしと-tukuru-さんによる言葉の違いを越えた紙芝居パフォーマンス、びよびよベビーマッサージセラピスト三浦美緒さんによる通訳付きベビーマッサージ体験、大田日本語サークルこだま他の啓発展示など、子どもから大人まで、楽しみながら多文化共生について学びました。



よしと-tukuru-さんの紙芝居ライブと島根県国際交流員の皆さんによるパフォーマンス

12月10日（日）サンレディー大田【大田市】

人権に関するご相談はお近くの法務局又は人権擁護委員へどうぞ

みんなの人権110番

全国共通人権相談ダイヤル



0570-003-110

子どもの人権110番



0120-007-110

女性の人権ホットライン



0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル

0570-090911

（対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語）

松江地方法務局／島根県人権擁護委員連合会

インターネット人権相談受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/>



人権イメージキャラクター

島根県人権啓発推進センターをご利用ください

■ 啓発資料(図書・ビデオ・DVD・紙芝居・パネル)の貸出

- 自由にご覧いただけます。
- センター内でビデオ・DVDを視聴することもできます。
- 郵送による貸出もしています。

■ 研修講師の派遣

- 県内の企業・団体・地域における人権・同和問題に関する研修に当センターの啓発指導講師を派遣します。
- ※詳しくはご相談ください。

人権啓発推進センター

〒690-8501
松江市殿町1
(県庁東庁舎1F)

TEL
0852-22-6051
FAX
0852-22-9674

※平成29年10月に移転しました。



■ 人権に関する相談

- 人権に関する相談に応じたり、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。
- ※秘密は厳守します。

相談専用ダイヤル

人権啓発推進センター TEL 0852-22-7701
西部人権啓発推進センター TEL 0855-29-5530

西部人権啓発推進センター

〒697-0041
浜田市片庭町254
(県浜田合同庁舎1F)
TEL
0855-29-5503
FAX
0855-29-5531



● 詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。

島根県 人権

検索